喀痰吸引等事業者の登録について　Ｑ＆Ａ

≪申請の必要性について≫

|  |
| --- |
| 問１　書類が届いたが、必ず申請しないといけないのか。 |

答１　「認定証」を持った介護職員だけではなく、「平成２９年１月以降の国家試験に合格した介護福祉士」に喀痰吸引等をさせる場合には、必ず申請（登録）が必要です。

|  |
| --- |
| 問２　介護福祉士がいないなら、申請は不要か。 |

答２　今回の申請は、「登録特定行為事業者」としてすでに登録されている事業所へ、添付資料等をできる限り省略した申請方式にしています。現時点で介護福祉士がおられなくても、今後、認定証を持った介護職員等と同様に介護福祉士による喀痰吸引等の実施をお考えなら、今回の申請をおすすめします。

　　　介護福祉士を採用してからの申請は可能ですが、通常の新規申請様式になり、添付書類を省略できません。

|  |
| --- |
| 問３　今年度の介護福祉士国家試験の合格発表はまだだが、先に申請する必要があるのか。 |

答３　申請書類を審査し、登録が完了するまで介護福祉士に喀痰吸引等を実施させることはできません。今回、「登録特定行為事業者」として登録されている事業所すべてにご案内しているので、審査に時間がかかります。そのため、事前に申請を受け付けています。

　　　期日までの事前申請に限り、添付資料等を省略した申請が可能です。

|  |
| --- |
| 問４　「登録特定行為事業者」として登録しているが、実は喀痰吸引等は実施していない。今回の申請は必要か。 |

答４　利用者がいない等、一時的に喀痰吸引等を行っていないなら、今回申請して下さい。事業所として、介護職員には喀痰吸引等を実施させないことにした（看護職員のみが行うこととした）との判断がありましたら、「登録特定行為事業者」の登録辞退届を提出してください。（ホームページから様式がダウンロードできます）

|  |
| --- |
| 問５　支援学校なのだが、今回の申請が必要か。 |

答５　喀痰吸引等を行うのが３号研修の認定証を持った教員のみであり、介護福祉士の雇用が学校として全くないのであれば、不要です。

≪研修体制について≫

|  |
| --- |
| 問６　登録したら、実地研修をしないといけないのか。 |

答６　「喀痰吸引等行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うこと」と定められております。

介護福祉士がまだ実地研修をしていない行為について、その行為を必要とする利用者がいて、その介護福祉士に行わせようとする場合のみ、研修を行うことになります。　そのような状況でなければ、実地研修をすることはありません。ただし、登録にあたっては、必要時には研修を実施する体制が必要です。

|  |
| --- |
| 問７　医師も看護師もいない小さな事業所で、研修体制が取れないが、登録できるか。 |

答７　研修は、他法人へ依頼することも可能です。また、研修時のみ指導看護師の派遣を依頼することも可能です。ただし、事業所として責任もった体制を整えて、申請して下さい。

|  |
| --- |
| 問８　すでに他事業所で実地研修がすんでいる介護福祉士を雇用し、自事業所では介護福祉士の実地研修をしないつもりだが、登録できるか。 |

答８　すでに実地研修を修了している場合は、貴事業所での実地研修は不要です。また、実地研修を修了していない行為があっても、その行為をその介護福祉士が行わない場合は、実地研修は不要です。ですので、結果的に、貴事業所で実地研修を全く行わないことはありえます。必要時には実施する体制があれば、登録は可能ですので、申請してください。

|  |
| --- |
| 問９　事業所で研修委員会が必要か。 |

答９　名称は自由ですが、医師と看護師を含む複数の関係者による研修実施や修得程度の審査、研修事務に係る事業所の体制作りが必要です。医師や看護師の配置がない事業所は、他事業所の医師や看護師との連携での体制作りでも可能です。また、複数の事業所の協同での実施も可能です。事業所の規模によっていろいろな方法での体制作りは可能ですが、実地研修の実施にあたっては、必ず利用者の安全を確保し、適正な審査で評価を行って下さい。

≪申請の事務手続きについて≫

|  |
| --- |
| 問１０　申請は法人毎で可能か。 |

答１０　申請書は、事業種別毎に必要です。ひとつの事業所で、複数の事業種別を実施し　ている場合（訪問介護と居宅介護と重度訪問など）は、事業種別毎に喀痰吸引等登録番号が異なりますので、事業種別毎に申請書を作成してください。（上記の例なら３枚）添付書類は、事業所単位で共通なら、１部でよいです。

郵送は、法人でまとめてもかまいません。

|  |
| --- |
| 問１１　喀痰吸引等登録番号がわからない。 |

答１１　登録特定行為事業者の登録証に記載してあります。各事業所でご確認ください。京都府ホームページで公表されている「現在登録されている事業所一覧」にも記載されています。

|  |
| --- |
| 問１２　申請書が１枚しか入っていない。 |

答１２　必要分、コピーしてください。もしくは、ＷＡＭネット京都府ページから、申請書をダウンロードしてください。

|  |
| --- |
| 問１３　以前、特定行為事業者の申請の際、業務方法書も提出しているが、再度添付が必要か。 |

答１３　必要です。特定行為事業者の申請の際には、「介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること」は不要でした。今回、各事業所で業務方法書の内容を見直していただき、体制を整え、必要なら記載内容も修正して、申請して下さい。

|  |
| --- |
| 問１４　指導看護師の修了証は全員分必要か。 |

答１４　体制があることがわかればよいので、全員分でなくともかまいません。

|  |
| --- |
| 問１５　指導看護師は他事業所に依頼するつもりだが、まだ研修をしないので、まだ依頼していない。何を提出すればよいか。 |

答１５　例えば、依頼先空欄の依頼文（様式）や、依頼可能事業所一覧など。必要な時には依頼する体制が整えられていることが確認できるものならよいです。指導看護師は、１号２号研修の指導看護師に限られるので（３号研修の指導看護師は不可）注意が必要です。

|  |
| --- |
| 問１６　研修器材はすべて揃えないといけないか。 |

答１６　例えば、吸引の行為のみを登録しているのであれば、経管栄養用具一式は不要です。しかし、心肺蘇生訓練用器材一式は必要です。レンタルでも、複数の事業所で共有でもかまいません。ただし、実地研修終了後の介護福祉士なども、手技を確認したりできるよう設置しないといけません。

|  |
| --- |
| 問１７　前回提出時と、従事者に変更があったのだけれど、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の一覧名簿は不要なのか。 |

答１７　今回は申請事務の軽減のため、省略としています。従事者に変更があった場合は、事業所の登録変更届けが必要です。（ホームページから様式がダウンロードできます）　　　今後、介護福祉士に実地研修を行い、喀痰吸引等の業務従事者が増えた場合には、変更届けを提出してください。その際には、一覧名簿と実施できる行為が付記された介護福祉士資格証のコピーを添付して下さい。